

「体験活動充実事業」実施要項

三次市教育委員会

1 事業の趣旨

児童の豊かな心の育成を図ることを目的として、三次市内の小学生が、日常と異なる環境での生活（集団生活）を体験したり、自分たちが生活している三次において、地域の自然・文化・歴史に触れ、地域の方々と交流したりすることを通して、児童の自立心や主体性、よりよい人間関係を形成する態度を育てるとともに、ふるさと三次のよさを実感させる。

2 事業の内容

- (1) 三次市教育委員会は、この要項の定めるところにより、「体験活動充実事業」を実施する。
- (2) 三次市内の小学校（以下「推進校」という。）が実施する集団宿泊活動に係る経費の一部を予算配当する。

3 活動の内容

- (1) 推進校は、児童の自立心や主体性、コミュニケーション能力等の育成を図る活動内容を計画し実施する。この場合において、その活動内容には、「体験先の地域住民との交流に関わる体験活動」、「ボランティアなど社会奉仕に関わる」、「地域の防災活動に関わる体験」等を含むものとする。
- (2) 実施学年
推進校の第5学年を対象とし、活動は学年全体で行う。（複式学級での実施も可能とする。）
- (3) 活動日数
集団宿泊活動は、教育課程に位置付けた上で、原則3泊4日とする。
- (4) 成果の検証
推進校は、三次市教育委員会が定めた評価指標により事業成果を検証するものとする。

4 予算の配当等

(1) 予算の配当

三次市教育委員会は、「体験活動充実事業」の実施に係る経費の一部について、推進校に予算を配当する。

(2) 事業費の配当期間

事業費配当期間は、4月1日から当該年度の末日までとする。

(3) 事業費配当に係る手続き

ア 「体験活動充実事業」を実施する校長は、「体験活動充実事業」計画書（様式第1号）により事業計画書を作成し、三次市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出する。

イ 教育長は、事業計画書を受理したときは、事業の可否を決定し、その旨を「体験活動充実事業」決定通知書（様式第2号）により校長に通知する。

(4) 経費の取扱い

予算配当の対象となる経費は、報償費（その他報償費）、需用費（消耗品費）、役務費（通信運搬費、その他保険料）、委託料（業務委託料）、使用料及び賃借料（自動車借上料、その他使用料及び賃借料）として教育長が認めた経費とする。なお、事業費の額は、予算額の範囲内とする。

(5) 事業の変更

事業計画書の内容を変更するときは、「体験活動充実事業」変更届出書（様式第5号）に「体験活動充実事業」変更計画書（様式第6号）を添えて、教育長に提出しなければならない。

(6) 事業の終了後の手続

ア 校長は、事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、経費配当期間満了の日の属する年度の翌年度から5年間保存するものとする。

イ 校長は、事業が完了したときは、その日から起算して30日以内に、「体験活動充実事業」実績報告書（様式第3号）、「体験活動充実事業」決算書（様式第4号）を添えて、教育長に報告するものとする。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年6月29日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年11月20日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。